



Vol.191

# トクちゃん新聞

1.2月合併号

えべっさんの屋台  
増えた気がします



令和6年1月12日発行

株式会社繁盛会計  
徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19

サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>

mail: [info@ft-tax.com](mailto:info@ft-tax.com)

## ◆ 縁起の良い年

徳野



令和6年の干支は「甲辰(きのえたつ)」。

「成功という芽が成長していき、姿を整えていく **縁起のよい年**」だそうです。

そんな縁起のよい年、アクティブにスタートを切ろうと思っておりましたが、年始早々元日の午後からインフルエンザで発熱し、不本意ながら**寝正月**でスタートいたしました。

6日には妻も発熱し家庭内で隔離。10日時点で家族そろっての夕食すら実現しておりません。能登の地震や羽田の事故のことを思いますと、我が家の場合は小さな不具合ですが**日常の有難さ**を改めて感じております。

11日堀川戎さんへお参りしてようやく年始のルーティンを1つこなした気になりました。皆様本年もどうぞよろしくお願ひいたします。



令和6年の税制改正は小粒なものとなりそうです。**交際費課税一人当たり5,000円基準を10,000円に**、ということが経理の現場においては最も関係してくるところかと思ひます。5,000円を基準にした社内規定を作っていた企業では、ひょっとしたら**社内規定の見直しも必要**となってくるかも知れませんが、その他細かな点について、必要なものがありましたらまたお伝えさせていただきます。

## ◆ 会社代表者の住所について非公開も可能になります。

北岡



ご存知の通り、現在法人登記事項証明書(いわゆる**会社謄本**)において、ストーカーなどの被害がある場合は非公開にできますが、**原則その代表者の住所が公開**されています。

しかし、現在インターネットを通して誰でも簡単に登記情報にアクセスできるようになり、脅迫やストーカー行為が心配されています。かねてより、経団連や上場企業などから「代表者個人の住所を誰でも閲覧可能な状態にするのは望ましくない」との指摘もあつたようです。

これをうけて、法務省は**希望者は住所を非公開にする方針**です。会社の設立、代表者への就任などの際に**住所の公表が必須でなくなります**。まだ、パブリックコメントも開始されていないので、実施時期は未定ですが**2024年度中には、関係法令が改正**されるそうです。

一方で悪質商法等の被害を受けた消費者が、会社を訴えられるように、住所を公開すべきだとの意見もあります。なぜなら、会社に対して民事訴訟を起こす場合、本社の住所に届かない場合は代表者の住所に訴状を送ると定められているからです。法務省は改正する省令案で、住所が非公開でも訴訟手続を担保する仕組みを盛り込みます。

改正動向に注目しましょう。



## ◆ 生年月日と年齢のおはなし

大熊



突然ですが、クイズです。

答えは… ①「**誕生日の前日**」です。

令和5年1月1日に生まれたばかりのAさん。  
法律上、年齢が加算されるのは以下の①～③いずれのタイミングでしょうか？

これは法律上、年齢を重ねるタイミングが「**誕生日の前日**」と定められているためです。(「**誕生日の当日**」ではないんです！)

- ① 令和5年12月31日 (誕生日の前日)
- ② 令和6年1月1日 (誕生日の当日)
- ③ 令和6年1月2日 (誕生日の翌日)



年末調整や確定申告では、年末(12月31日)時点の年齢によって、扶養控除などの適用内容が変わってきます。

ただし、法律上は「**誕生日の前日**」に年齢が加算されるため1月1日生まれの方は、12月31日時点でひとつ歳を取ったものとして判定する必要があります。ご注意ください。

## ◆ 税務スケジュール(2月・3月)

2月13日(火)

・1月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付

2月29日(木)

・1月分 社会保険料の納付

・12月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税

・6月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税

・3月・6月・9月決算法人 3ヶ月ごとの消費税の中間申告

3月11日(月)

・2月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付

4月1日(月)

・個人事業者 消費税の確定申告と納税

・2月分 社会保険料の納付

・1月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税

・7月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税

・4月・7月・10月決算法人 3ヶ月ごとの消費税の中間申告

■個人の方

3月15日(金)

・前年分 所得税の確定申告と納税

・個人の都道府県民税・市町村民税の申告

・国外財産調書・財産債務調書の提出 ・前年分 贈与税の申告と納税

喜多



## ◆ 所得税・個人住民税の定額減税について(2024年度税制改正より)

藪内



所得税と個人住民税の定額減税についてご紹介します。

対象となる方と減税額※は下記のとおりです。

※年税額が下記金額未満だと、その年税額が上限となります

所得制限		2024(令和6)年分の合計所得金額が1,805万円以下	
		・個人住民税は、2023(令和5)年分の合計所得金額	
		・給与所得の場合、収入金額が2,000万円以下	
特別控除の額	所得税	本人：3万円	
		同一生計配偶者及び扶養親族：1人につき3万円	
	個人住民税	本人：1万円	
		同一生計配偶者及び扶養親族：1人につき1万円	

■減税の実施方法(給与所得者の場合)

(1)所得税

2024年6月1日以後最初に支給される給与等の源泉徴収税額から控除し、引ききれない額は次月以降に持ち越します。

(2)個人住民税

給与と天引きの場合、2024年6月の天引きは行わず2024年7月から2025年5月までの11ヶ月間で均等に減額されます。

給与計算担当者泣かせの制度ですね…

お使いの給与計算ソフトの今後の対応についても注視が必要です。

## 2024年は こんな年に!

ストレスフリーで  
心身とも健康に

岡村

アンチエイジング

北岡

いつもニコニコ  
楽しく過ごす

徳野久美

豊かな1年に  
なりますように!

広島

後悔のない1年に

細川

家族みんな健康で

稲葉

心地よく過ごす

大熊

さらなる  
筋力アップ

伊藤

時間を有効に使う

小鐵

早寝 早起き!

岩佐

仕事と大学院の両立

藪内

健康第一

喜多